## 委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年12月24日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等		
	○知事	市区町村長等	
2. 都道府県名	愛媛県		
3. 市区町村名	松山市		
4. 届出番号	13		
5. 独自利用事務の事例番号	94-3		
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	https://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/ktml	eikaku/johokokai/dokujiriyo.h	

執行機関名 松山市長

介護サービス等の給付に関する事務(介護用品支給に関する事務、日常生活用 具の給付に関する事務、住宅改造等費用助成に関する事務、移動支援に関する 事務等(介護保険法に基づく市町村特別給付及び地域支援事業を含む。))

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収 に関する事務であって主務省令で定めるもの	高齢者に対する緊急時の通報体制の整備に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		松山市個人番号の利用等に関する条例(平成27年条例第42号)別表第1 1の項 第7号 高齢者に対する緊急時の通報体制の整備に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	介護保険法(平成9年法律第123号)第1条	松山市高齢者いきいき支援事業実施要綱(平成12年要綱第43号)第1条

②事致の類ピワけ日的		この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定によるサービスを受けられない等のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等の要援護高齢者に対し、生活支援事業、生きがい対策事業及び保健予防対策事業等のサービスを提供するこ
⑦独自利用事務の関連規範		松山市高齢者いきいき支援事業実施要綱(平成12年要綱第43号)